

株式会社 森岡産業

代表取締役 森岡 秀一 殿

沖縄県知事 翁長 雄志



### 生活困窮者就労訓練事業認定通知書

平成28年6月30日付で申請のあった生活困窮者就労訓練事業の認定の申請について、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第10条第2項の規定に基づき、次のとおり認定したので、通知します。

認定生活困窮者就労訓練事業を行う者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	名 称	株式会社 森岡産業
	主たる事務所の所在地	沖縄県中頭郡読谷村字座喜味3.156番地
	代表者の氏名	森岡 秀一
認定生活困窮者就労訓練事業を行う事業所の名称及び所在地	事業所の名称	株式会社 森岡産業
	所 在 地	沖縄県中頭郡読谷村字座喜味3156番地
認定生活困窮者就労訓練事業の定員の数及び内容	利 用 定 員	4名
	内 容	産業廃棄物の人力による分別作業
当該認定に関する事項	認 定 年 月 日	平成28年7月4日
	認 定 番 号	4700000094

注) 認定生活困窮者就労訓練事業を変更又は廃止する場合は、それぞれ変更届又は廃止届が必要となります。また、第2種社会福祉事業として実施する場合、開始、変更又は廃止について、一か月以内に、それぞれ社会福祉法に基づく届出が必要となります。